

本校の教育目標

教育基本法，学校教育法の精神をもとにして，学区・地域の特性及び生徒の実態を考慮して，人間性豊かな青少年の育成を図る。

校 訓（学校目標）

聡く，明るく，たくましく，

未来に大きくはばたこう！

〔理想とする生徒像〕

●知 育「聡く」

知恵を使い，工夫する人になろう。

●徳 育「明るく」

明るく，心のやさしい人になろう。

●体 育「たくましく」

全力で取り組む，たくましい人になろう。

●国際性「未来に大きくはばたこう！」

世界や未来にむけて，積極的に働きかける人になろう。

本校の主な沿革

年 度	主なできごと
平成元	新築工事起工式，校章の決定，校旗作成
2	名古屋市立原中学校 開校（4月） 校歌（歌詞）作成（6月） 開校記念式，校歌制定，緞帳披露（11月）
7	校訓（学校目標）制定（10月） 聡く，明るく，たくましく， 未来に大きくはばたこう！」
12	創立 10 周年記念式典・校訓額設置（11月）
22	創立 20 周年記念企画，応援団法被作成 夢・チャレンジ「ハタチをカタチに！」 校歌額除幕式（11月）
25	夢・チャレンジ「夢広場をいろドリーム！」
令和 2	創立 30 周年記念式典

校名・校章・綴帳の由来

校 名

原中学校は、学校の所在地が原四丁目にあることからつけられたもので、漢字1文字というところは単純ですが、響きもよく、大平原、大海原などをイメージさせ将来性に富む校名です。

校 章



「原中」を図案化したものです。校章の周囲は扇子をかたどることで末広がりを意味し、原中学校の将来のますますの発展、繁栄を祈念してデザインしてあります。

本学区は、新興地域で清新さにあふれ、ますます発展が期待される地域であります。こういう地域の発展を加味したイメージとなっています。

綴 帳

名古屋市のゆりの花と青で表現された天白川から太陽がのぼり、七羽の鳩が上に向かってはばたいっているデザインです。原中学校の発展と生徒たちが大きく明るく夢をもち、心豊かに成長するようにと願いがこめてあります。

校 歌

あけゆく まちは ひかり みち
のぼる あさは ひを せに うけ
みどり に は える ーび や を

かめ おー り く る
あ おー り れ ば
ーぎ み へ

かぜ さやに かし ーに かめ り ーく
はるかに な ーに ーあ お や ーく
あさな ゆ う ーに ーお り れ ー
ーみ ーて

かめ お り くれ る
あ お り れ る
ーあ ーと

てん ばくのみ ず
れきしをのこす
うをめぐし

きたにみて
おおねいけ
ひたすらに

ぶんか のん
せんじく あ
さとく

ぶんか のん
せんじく あ
さとく

ぶんと かじく のん
せんと さとく あ
さとく

とした

JASRAC 出 2205417-201
https://www.jasrac.or.jp/

作詞 山口 晃
作曲 川 島 博

(と)も ーに ーく み
(し)の ーび ーつ つ
(た)く ーま ーし

ーと も に く み
ーし の び ま つ つ

かがやく えい ち たたえ よう われ
まことのみちを たきわめ よう
あしたのそらへ はばた

も に く み
く び ま つ つ

ら がーは ら ちゅう は ら ちゅうがー こう

はらちゅう

一、 開けゆく街は 光満ち
風さわやかに 香り来る
天白の水 北に見て
文化の泉 共に汲み
輝く英知 湛えよう
われらが原中 原中学校
昇る朝日を 背に受けて
遙かに西へ 眼を遣れば
歴史を残す 大根池
先人の跡 偲びつつ
真理の道を 究めよう
われらが原中 原中学校
緑に映える 学び舎を
朝な夕なに 仰ぎ見て
理想を目ざし ひたすら
聡明なる たくましく
明日の空へ はばたこう
われらが原中 原中学校

令和7年度 週間課程(案)

時分	時限	月	火	水	木	金	時限	時分
A帯								B帯
8:25		朝学習・朝読書						8:25
8:35		朝の会(連絡)						8:35
8:50	1						1	8:50
9:40								9:35
9:50	2						2	9:45
10:40								10:30
10:50	3						3	10:40
11:40								11:25
11:50	4						4	11:35
12:40		昼 食						12:20
13:00		昼 放 課						12:40
13:20	5				学 活		5	13:00
14:10					帰りの会			13:45
14:20	6	道 徳	2・3年 総 合		清掃活動	総 合	6	13:55
15:10		帰りの会	帰りの会	帰りの会		帰りの会		14:40
15:35		清掃活動	清掃活動	清掃活動		清掃活動		15:05
16:00								15:30
下校								下校

※ 職員の朝の打ち合わせは8：25から行う。

(8:25～8:35の登校状況については、学年職員1名が土間にて担当する)

※ 生徒は8：25までに着席完了とする。8：25以降の登校は遅刻とする。

原中学校での過ごし方

目標

原中学校の生徒であるという自覚とほこりをもって行動し、明るく楽しい生活を送るために進んで努力する。

目標の達成のために

自ら考え、行動し振り返る（主体的な活動）

服装・時間・言葉使いを正しくする（自律的な行動）

過ごし方の基本

- 日課表の時間を守って生活する。
- 中学校生活にふさわしく、端正な身なり（頭髪は清潔を保ち、染髪等手を加えない。また化粧・ピアス・アクセサリー等の装飾をしない）を心掛ける。
- 学校生活に不要なもの（スマートフォンなどの電子機器・遊び道具・漫画や雑誌など）は持っていない。
- 「原中学校 生活の決まり」をしっかり読み、守るように心掛ける。
- 他のクラスへの出入りはやめる。
- 公共物は大切に使い、破損した場合は、担任の先生に連絡する。
- 金銭・物品の貸し借りはしない。
- 防災設備・装置には手を触れない。

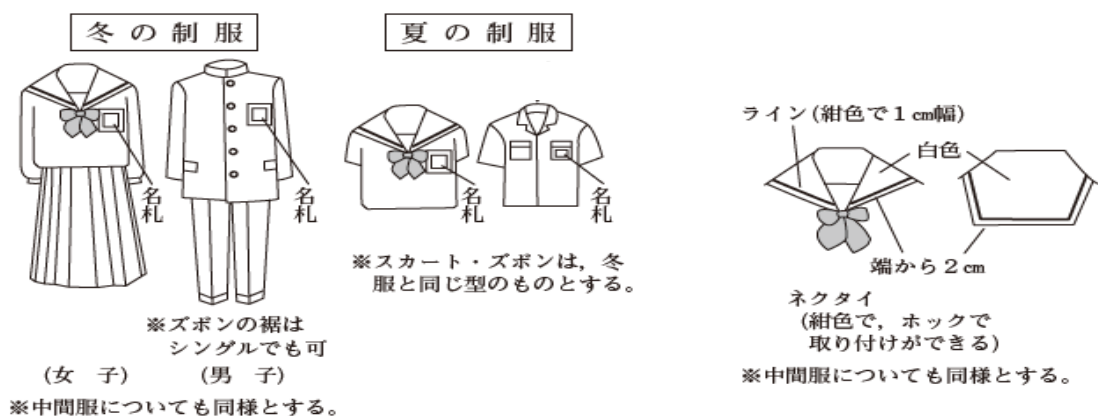
原中学校 生活の決まり

1 生徒の身なりについて

○ 服装について

【男女共通】

- ① 制服（※今年度は、制服指定日を除いて体操服登校を可能とする）



【男子】

冬の制服…黒色、標準型つめ襟学生服の上下、学生服の下に白色のカッターシャツを着用する。

夏の制服…（上）白色半袖カッターシャツか白色開襟半袖シャツ、（下）黒色標準ズボン

【女子】

冬の制服…本校指定の冬のセーラー服

夏の制服…本校指定の夏のセーラー服

- ② 靴…白色を基調として、運動に適しているものとする。かかとを踏まないように気をつける。
- ③ 靴下…白・黒・紺・茶・グレーを基調としたものとする。柄についてはワンポイントまで可とし、華美なものや運動に適していないものは避ける。
- ④ ベルト…黒色・紺色・茶色を使用する。派手なものは避け、ハトメベルトや大きなバックルがついているベルトは不可とする。
- ⑤ スカートの丈は膝が隠れるようにし、折り曲げたり切ったりして短くしない。
- ⑥ 上着の所定の位置に名札をつける。（夏の制服・冬の制服・中間服）
- ⑦ 肌着は着用し、上着からはみ出さないように、ハイネックシャツのものは避ける。夏の制服、中間服は、ベージュ、白色、黒色で模様が透けないもの。ワンポイントは可とする。
- ⑧ 衣替え期間は設けず、各自で寒暖に応じた制服を着用する。

⑨ 制服指定日

4月	始業式・入学式・対面式・学級写真	冬の制服
7月	終業式	夏の制服
9月	始業式	
11月	フェスティバル HARA	冬の制服
12月	終業式	
1月	始業式	
3月	卒業式・修了式	

- ⑩ 中間服…男子は長袖カッターシャツ、女子は本校指定の中間服で登校してもよい。
- ⑪ 防寒着と防寒具は、「9 季節による持ち物について」に記載されている。
- ⑫ ミサंगाやネックレスなどの装飾品はつけない。
- ⑬ 体操服の上着はズボンから出してもよい。ただし、肌着を必ず着用し素肌が見えないようにする。また体育の授業時は先生の指示に従う。

○ 頭髮について

- ① 自らの生活と学習の場にふさわしい清楚で活動的な髪型に心掛けよう。
- ② 肩より長い髪は、黒、茶、紺のゴムでしばるようにする。
- ③ 極端に一部分が長い髪型、短い髪型は不可とする。

○ カバンについて

- ① 学校にふさわしい色柄、大きさのもので、デイバッグ、3way バッグ、スポーツバッグなどの肩にかけることができるものを使用する。(必要に応じて、補助バッグを使用してもよい)
- ② 目印のキーホルダーは1 個程度とする。
- ③ カバンを入れるロッカーのおよその大きさは、縦30cm・横31cm・奥行40cmである。

2 遅刻・早退・欠席について

- 欠席や遅刻をする場合は、必ず保護者から連絡をしてもらう。
- 遅刻して登校した場合は、職員室へ行き、学年の先生へ報告、「遅刻連絡票」を記入し、授業の先生へ渡す。
- 早退する場合は、保護者に連絡が取れ次第帰宅する。本人のみで帰宅した際に学校に家に着いたことを連絡する。

3 登下校について

- 通学路を通して安全に徒歩で登下校しよう。
- 登下校途中で寄り道せず、まっすぐ家に帰る。
- 万が一忘れ物等をした場合であっても、原則再登校は禁止とする。やむを得ない状況であれば先生に相談する。

4 授業の受け方について

- 放課中に次の授業の準備をし、チャイムが鳴る前には自分の座席に座る。
- 勝手に席を立たない。ロッカー等に荷物を取りに行きたいときは、許可を得てからにする。
- 教科書や教具の貸し借りはしない。

- 移動教室等で教室に誰もいなくなるときは、確実に教室に鍵を施錠する。
- 体育館シューズと、その他で教科担当の先生から許可が出ているものは、教室に置いていてもよい。タブレットを学校に置いていく場合は、必ずタブレット保管庫に入れておく。（別紙掲示物で確認すること）
- 体育の授業後は、衛生上の観点から着替える。今年度までは体操服のままで過ごすことが可能ではあるが、肌着等は着替える。

5 休み時間（放課）の過ごし方について

- 校舎内で暴れたり、走り回ったりしない。
- 他学年のフロアにはいかない。自分のクラス以外の教室には入室しない。
- トイレは、緊急時を除いて、各学年で決められたトイレを使用する。ランチルーム前のトイレや体育館棟のトイレは、ランチルームか体育館と武道場の利用時に使用する。

6 学校施設について

- 物を壊した場合や物が破損を見つけた場合は、絶対に放置せず、速やかに近くにいる先生に報告する。
- 机やイスなど、学校の備品にらくがきをしたり、傷つけたりしない。
- 職員室への入室について
 - ① かばんなどは廊下に置き、防寒具や防寒着はすべて外す。
 - ② あいさつをし自分のクラスや部活動名を言ってから、自分の名前を言い、用件を伝える。
【ノック3回⇒失礼します⇒〇年▲組（◆◆部）の〇〇です。〇〇先生いらっしゃいますか。⇒（用件が済んだら）失礼しました】
- 保健室の利用について
 - ① けがや病気になったら、学年の先生や教科担当の先生に申し出てから利用する。緊急時や近くに先生がいけない場合は、総務かクラスメイトに伝えてから保健室に向かう。もし、誰にも伝えていなかった場合は保健室の先生にそのことを伝える。
 - ② 保健室で休むのは、原則1時限までとする。
- 使ったものは、もとの場所に片付ける。
- 清掃活動は、進んで行う。授業前には黒板をきれいにする。

7 昼食について

- 昼食を忘れた場合は、朝担任の先生に報告し、保護者に持ってきてもらうことを原則とする。
- 昼食の時間は、終了のチャイムが鳴るまで席を立たない。
- コンビニエンスストアなどであらかじめ買ってくる場合は、登校中に買うのではなく、登校前に買ってくる。また、自分で持ち帰り、汁物やにおいのきついものは避ける。おかしやジュースは持ってこない。

8 持ち物について

- 高価なものは持ってこない。
- カッターナイフなど危険なものを持ってこない。
- 物の貸し借りは行わない。

9 季節による持ち物について

○ 夏季

- ① うちわや扇子を登下校中に使用してもよい。校舎内では使用しない。電動式扇風機は禁止とする。
- ② クールネックリング（アイスリング）や冷感タオルを登下校中に付けてもよい。
- ③ 日傘や帽子、アームカバーを登下校中に使用してもよい。帽子は体育の授業時に使用できるもの（つば付きキャップタイプ）とする。またアームカバーは華美でないものとする。
- ④ 気温が高い日や運動の多い日はスポーツドリンクを持ってきてもよい。ただし、衛生上の観点からなるべく水筒などに入れ直射日光にさらされないように持ってくる。
- ⑤ 汗ふきシート、制汗剤や日焼け止めについては、無香料のものは使用可。スプレータイプは不可。汗拭きシートを使用した際のゴミは持ち帰る。

○ 冬季

- ① 防寒着（コート・ウィンドブレイカー・フリース・ダウンジャケット）を登下校中に着用してもよい。登校時は教室で脱ぎ、下校時は教室で着用してもよい。色に指定はないが、華美なものや、高価なものは避ける。また、教室のロッカーに入るものとする。フード付きのものを着用してもよい。
- ② 防寒具（手袋・マフラー・ネックウォーマー・ニット帽）を登下校中に着用してもよい。登下校時には土間で着脱を行う。色やタイプに指定はないが、学校生活にふさわしい華美でないものとし、高価なものは避ける。
- ③ カイロを持ってきてもよい。学校のごみ箱には捨てない。
- ④ 制服や体操服の中に、セーターやトレーナーを着用してもよいものとする。ただし、襟や袖、裾からはみ出さないものとする。
- ⑤ セーターやトレーナーは高価なものはさけ、色は黒・紺・茶・グレーとする。
- ⑥ ストッキングやタイツ、くるぶしまでのタイツについては、色は黒またはベージュとする。
- ⑦ 膝掛けを持ってきてもよい。使い方については、教室での授業のみ使用可。ブランケット、マフラー、体操服のジャージで代用可。

○ 通年

- ① 寒暖調整のため教室内で、制服の上に体操服の上のジャージを着用してもよい。ただし、式（始業式・終業式・修了式）のとき上半身のジャージは脱ぐ。
- ② 全校集会や学年集会で体育館や武道場を使う際は、先生から指示があった場合は防寒着を着用してもよい。ただし、防寒具（マフラー・手袋など）については、使用不可とする。

10 校外での生活について

- 危険な遊び、心身に有害な行為は絶対にやめる。
- アルバイトは原則としてできない。特別な事情のある場合も保護者とともに担任と相談する。

「原中学校 生活の決まり」に書いていないからいいではなく、わからないことや疑問なことがあったら先生に聞きましょう。